

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、当そ
たる翌日)

鳥取県告示第六号
生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による施術機関の指定（〃）

生活保護法による診療所の廃止（〃）

保険医の登録（保険課）

土地改良事業の認可（二件）（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（三件）（〃）

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

選挙管理委員会の招集

◆運管告示 教育委員会の招集（総務課）

鳥取県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野 津 医 院	鳥取市卯垣西丁目一〇一	昭和六十一年十月六日
中 島 整 形 外 科 医 院	鳥取市新字上大榎井九三一五	昭和六十一年十月二十三日
菅 医 院	西伯郡大山町安原一〇五七	昭和六十一年十一月二十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池田整骨院	境港市中野町四六六	昭和六十一年十一月二十 七日

鳥取県告示第八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	昭和六十一年六月二十九日
菅内科診療所	西伯郡大山町安原二二〇	昭和六十一年六月十五日

鳥取県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営農道整備事業福原地区農道整備）を昭和六十二年一月九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
深田淳子	鳥医第三、四九三号	昭和六十一年十一月十四日
零石邦義	鳥医第三、四九四号	〃

登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業会見（田住）地区農道整備）を昭和六十二年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県告示第十二号

用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十三号

用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成（上浜農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

用瀬町が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業美成地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

鳥取県告示第十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第十五号

赤崎町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業下市地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の

昭和六十二年一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町畠池字谷中東山一〇三九の一五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十二年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一日時 昭和六十二年一月十六日（金）午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県立鳥取図書館協議会委員の任免について

2 その他

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一日時 昭和六十二年一月二十八日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
 三 議題 第十五回統一地方選挙について